**港湾労働政策研究所　会則**

第1章　名称

１．港湾労働政策研究所(Port Labor Policy Research Institute　略称：港労研)

とする。

第２章　目的と事業

１．世界の港湾物流の進展、港湾労働者の合理化に対して、職域確保のたたかいに資する調査、研究を行う。

２．我が国の自動化・機械化が進む中、港湾労働の多様化、人手不足などに対応する政策提言、学習会、セミナーの開催等を行う。

３．港湾労働者の政治的、社会的、経済的、文化的地位の向上に向けた取り組みに資する調査、研究を行う。

４．その他、港湾労働者の労働問題対策を含め、目的達成に必要な事業を行う。

第2章　組　　織

１．港湾労働政策研究所(Port Labor Policy Research Institute)は、目的に賛同する港湾労働組合、団体と個人及び学者・研究者で構成し、相互に協力して目的の達成を目指す。

２．全国港湾に加盟する労働組合、及び加盟組合が推薦する研究者・OB・個人は会員となれる。目的に賛同する労働組合、団体、個人及び学者・研究者は、加盟組合の推薦、幹事会の承認を経て会員となれる。

第3章　運営要綱

　１．研究所の運営は幹事会が当たる。

　２．研究所は全国港湾事務局内に設け、運営する。

　３．研究所は年1回総会を開催し、活動方針(研究テーマ、調査活動等を含む)、財政方針を決定する。また、総会は研究所を代表する所長、副所長(若干名)、事務局長、常任幹事、幹事、会計監査を選出する。

　４．総会は幹事会と研究者・個人会員で構成し、所長が招集する。

　５．総会、幹事会など機関会議の決定は、満場一致を原則とする。

2022年12月7日制定